

議第46号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

別表第2 イベントホールの項からフィットネスルームの項までを次のように改める。

イ ベ ン ト ホ ー ル		日曜日， 土曜日及び休日	25,090	32,700	37,640
		そ の 他 の 日	20,880	27,250	31,370
ス ポ ー ツ ル ー ム	全 面 使 用	日曜日， 土曜日及び休日	13,160	19,940	28,680
		そ の 他 の 日	11,300	16,660	23,440
	半 面 使 用	日曜日， 土曜日及び休日	6,580	9,970	14,340
		そ の 他 の 日	5,650	8,330	11,720
セ					

ビ デ オ シ ア タ ー		3,800	4,830	5,550
音 楽 室		5,240	6,780	8,020
調 理 コ ー ナ ー		4,110	5,550	6,270
フィットネスルーム	全 面 使 用	8,530	10,900	12,650
	部分使用（1人につき）	410	410	410

別表第2備考2及び3中「100円」を「10円」に改め、同備考4中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる施設に係るこの条例による改正前の京都市男女共同参画センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる施設に係るこの条例による改正後の京都市男女共同参画センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる施設に係る改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる施設に係る改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附則別表

小会議室 A	会議室 7
小会議室 B	会議室 8
小会議室 C	会議室 9
小会議室 D	会議室10
小会議室 E	会議室11

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。